

## 兵庫県立尼崎青少年創造劇場Wi-Fi整備業務 仕様書（補足）

- 1 兵庫県立尼崎青少年創造劇場Wi-Fi整備業務仕様書中、「8 機器等について」において、管理用ソフト及び管理用ノートパソコンを整備せず、自社のシステム等を使用して、自社自らが発注者の求めに応じて、随時、パスワードや利用時間の設定・変更等を行うサポートのサービスを提供する方法も認めることとする。
- 2 その場合において、毎月（または毎年）定額のサポート利用料を必要とする場合は、入札書及び入札の際提出する積算内訳書に所要額を明記する。その際のサポート利用料は、月額料金（消費税除く）×12か月×5年間で算定し、入札額に含めるものとする。

なお、当該サポート利用に係る契約は、Wi-Fi整備本体とは別に行うこととする。

また、5年経過以降のサポート利用料は、5年までの月額料金と同額程度であることを契約条件とする。